

インフルエンザ罹患報告書の提出について

学校保健安全法第 19 条の規定により、インフルエンザに罹患した場合は通常の欠席ではなく、出席停止扱いとなります。

登校の際に下記の報告書を保護者の方で記入していただき、医療機関で発行された書類（領収書・処方箋等インフルエンザであることが分かる書類のいずれか一つ）の写し（コピー）と併せて担任へご提出をお願いいたします。

提出日 令和 年 月 日

インフルエンザ罹患報告書

生徒氏名： 年 組 番

保護者氏名：

診断名： インフルエンザ ( 型)

療養期間： R 年 月 日 ~ R 年 月 日

医療機関名：

※この用紙は医療機関で記入してもらう必要はありません。保護者が記入してください。

※インフルエンザの型が分かっている場合は記入をお願いします。

※療養期間は土日も含めて記載してください。

インフルエンザ出席停止早見表

インフルエンザの出席停止期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」となっています。登校可能な日数を過ぎても体調が優れない場合は、医師と相談して登校してください。

		発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目
例 1	発症当日 に解熱	発熱 解熱	解熱後 1 日	解熱後 2 日	解熱後 3 日	解熱後 4 日	解熱後 5 日	登校 可能	
例 2	発症後 1 日目 に解熱	発熱	解熱 解熱	解熱後 1 日	解熱後 2 日	解熱後 3 日	解熱後 4 日	登校 可能	
例 3	発症後 3 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱	解熱後 1 日	解熱後 2 日	登校 可能	
例 4	発症後 4 日目 に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 解熱	解熱後 1 日	解熱後 2 日	登校 可能